

令和元年度松本市差別撤廃人権擁護審議会 事前質問及び担当課回答

質問 No.1

| | |
|--|--|
| 質問者 | 委員 |
| 質問事項 | 地区人権啓発推進協議会及び地区公民館での同和問題への取組みが弱いと思う。大変かもしれないがしっかりやってもらいたい。 |
| 担当課 | 生涯学習課 中央公民館 |
| 質問に対する回答 | |
| <p>現在、藤村記念館や五郎兵衛記念館等を訪問し、同和問題を学習していますが、歴史を含めて、正しく理解していくことが大切であり、関係機関に相談しながら進めてまいります。</p> | |

質問 No.2

| | |
|--|--|
| 質問者 | 委員 |
| 質問事項 | 同和問題への取組みが弱いと思う。若い先生が多くなっている ので、しっかりやってもらいたい。 |
| 担当課 | 学校指導課 |
| 質問に対する回答 | |
| <p>同和問題への取組みの強化が必要であると考え、本年度の松本市人権教育研究協議会の研修では、「同和問題の現実と指導～同和教育の必要性～」と題して、松本市教育委員会 濱中 浩主任指導主事が講義を行いました。松本市全小中学校の人権教育担当者が出席。成果としては、実施後、同和教育への取組みの相談やDVDの貸し出しが多くありました。</p> | |

質問 No.3

| | |
|---|--|
| 質問者 | 委員 |
| 質問事項 | 資料2 P16 多文化共生事業について 外国由来の方を対象とした日本語教師の育成について |
| 担当課 | 生涯学習課 中央公民館 |
| 質問に対する回答 | |
| <p>公民館で行う日本語教室は熱意のあるボランティアスタッフで運営しています。スタッフには日本語教師の有資格者の方もいます。</p> <p>【人権・男女共生課】</p> <p>現在日本においては、日本語教師の資質・能力を担保するしくみは十分とは言えない状況ですが、本年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」では、「日本語教師の資格に関する仕組みの整備等について必要な施策を講ずる」とされており、今後、国の施策等を注視しながら必要な施策を実施していきたいと考えております。</p> <p>また、今年度は、県の事業として、日本語教師と協力しながら日本語習得のお手伝いをする「日本語交流員」のスキルアップ講座や、両者が連携した日本語学習モデル教室支援が開催されており、今後の日本語教育人材の広がりにつなげていきたいとも考えています。</p> | |

質問 No.4

| | |
|------|---|
| 質問者 | 委員 |
| 質問事項 | 松本市に寄せられる相談、訴え、苦情等で、人権に関する内容は多いでしょうか。多いとすればどのような人権問題が多いでしょうか。 |
| 担当課 | 人権・男女共生課 |

質問に対する回答

本市では、法律、税金、障害年金等の専門相談のほかに、生き方・心、家庭や育児、外国人等、分野別の相談窓口を設けて対応しています。

※分野別相談の内、人権に関連する相談件数の推移 (件数)

| | こどもの権利相談 (こころの鈴) | 家庭児童相談 (虐待相談) | DV 相談 (電話・面接) | 勤労者心の相談 心身・職場・家族等 |
|-----|---------------------|------------------|------------------|----------------------|
| H28 | 375 | 42 | 24 | 175 |
| H29 | 395 | 71 | 32 | 154 |
| H30 | 695 | 55 | 49 | 155 |

ご質問の人権相談につきましては、法務局松本支局の常設相談と、市内各所で開設する特設相談があり、いずれも法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が相談に応じています。

※人権に関する相談の上位

| | 項目 | 内容 |
|---|----------|----------------------|
| 1 | 住居・生活の安全 | 隣近所の音や匂い、境界問題、覗き等 |
| 2 | 強制・強要 | ストーカー、セクハラ、DV 等 |
| 3 | 差別待遇 | 女性、高齢者、障害者、外国人等の雇用関係 |

なお、松本人権擁護委員協議会が対応した過去4年の「人権相談」件数は次のとおりです。

(件数)

| | 常設相談 | 特設相談 |
|-----|------|------|
| H27 | 192 | 15 |
| H28 | 102 | 19 |
| H29 | 116 | 13 |
| H30 | 168 | 21 |

質問 No.5

| | |
|---|--|
| 質問者 | 委員 |
| 質問事項 | <p>現在、SDG s に関連する各種講座が開催されていますが、SDG s に提唱される人権関連項目において、2030年までに達成すべき具体的なゴールを設定し、社会全体で取り組むというような施策、行動計画を立てていただけたらと思う。(要望)</p> |
| 担当課 | 人権・男女共生課 |
| <p>質問に対する回答</p> <p>SDG s は、17の目標と169のターゲットからなる、国際社会が目指す持続可能な開発目標ですが、行動計画の冒頭で「誰一人取り残さない」と宣言しているように、ターゲットの多くが「人が生きること」に関わる課題であり「人権」にも繋がる計画であると言えます。</p> <p>SDG s の各種課題の解決には企業が果たす役割も重要とされており、今年度、松本市企業人権啓発推進連絡協議会では、人権の視点からSDG s と企業経営について学ぶ啓発講座を開催しました。今後も関連した講座を計画し、SDG s が唱える人権項目と各企業の取り組みとの「関連づけ」につなげられればと考えています。</p> <p>また、本市では、現行の松本市総合計画が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、新たな総合計画として、まちづくりの基本目標を定めた市政運営の指針となる基本構想と、基本目標を具現化するための基本計画を策定します。</p> <p>策定にあたりましては、委員からのご提案にもあるように、「SDG s の達成に寄与する計画」を基本的な考えに据え、計画を策定していきたいと考えております。</p> | |